

有機農業の推進に関する 議論の中間取りまとめ(案)

平成31年4月

食料・農業・農村政策審議会
果樹・有機部会長

1. 食料・農業・農村政策審議会 果樹・有機部会（以下「本部会」という）は、平成30年12月に農林水産大臣からの諮問をうけ、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）第6条第3項の規定に基づき、「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に対する議論を開始した。
2. 本部会では、有機農業の現状や推進上の課題について、生産者、事業者の皆様のヒアリングを行った上で、委員の間で議論を行ってきたところ、施策に対する評価や意見に留まらず、以下に示すような、有機農業推進の目的や関連制度など、有機農業推進の枠組みに対しても、根本的な意見が出されたところである。

果樹・有機部会での議論の論点とポイント

	論点の項目	ポイント	
1	目的	有機農業の推進目的や特徴	
2	制度	有機農業関連制度のわかりにくさ	
		有機JAS表示制度の課題	
		環境保全型農業の諸制度の課題 (直接支払、特別栽培、エコファーマー)	
3	生産～流通～消費までの諸課題	(1)	生産者の人材育成や相互連携
			有機農業の栽培技術の開発
			有機農業に適した農地の確保・集団化
		(2)	生産者と事業者の連携による販路開拓
			流通の合理化
		(3)	消費者への情報伝達、理解確保

果樹・有機部会中間取りまとめ〈有機農業の推進目的〉

有機農業の取組拡大自体を目的とするのではなく、有機農業の特徴や優良性を踏まえ、有機農業が広がることが農業・農村の発展や課題解決にどのように繋がるのか整理し、**農業全体の中で有機農業を推進する目的を明確化すべきではないか。**

有機農業推進法の「基本理念」

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、**有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。**

2 有機農業の推進は、**消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を手に入れることができるようにすることを旨として、行われなければならない。**(後略)

3 有機農業の推進は、**消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。**

部会での議論を踏まえた課題

有機農業の、農業の自然循環機能を増進するという特徴、環境への負荷が小さいという特徴は、生物多様性の維持・増進や地球温暖化防止に繋がるものであり、持続的な生産環境を維持しSDGsの達成に大きく貢献するものと整理できるのではないか。

農業者が容易に有機農業に取り組めるようにすることは、農業への新規参入者の多くが有機農業に関心を持ち、2～3割の者が有機農業に取り組んでいることから、農業者の人材育成や定着促進のために推進するものと整理できるのではないか。

日本の国内需要を満たすため海外の有機農産物が多く輸入されている一方、輸出やインバウンドなど従来の国内市場向け以外の需要が顕在化してきている現状を踏まえ、**農業者と、流通、販売等に関わる方の連携意義や目的を再整理できるのではないか。**

消費者は有機JASマーク等は認識しているものの、有機農業とはどのような農業か、様々な用語の差は何かなど十分理解している者は少なく、**消費者にとってわかりやすい制度設計が必要ではないか。**
特に輸出やインバウンド需要の増加を考慮すると、制度は**国際的な整合性を考慮すべきではないか。**

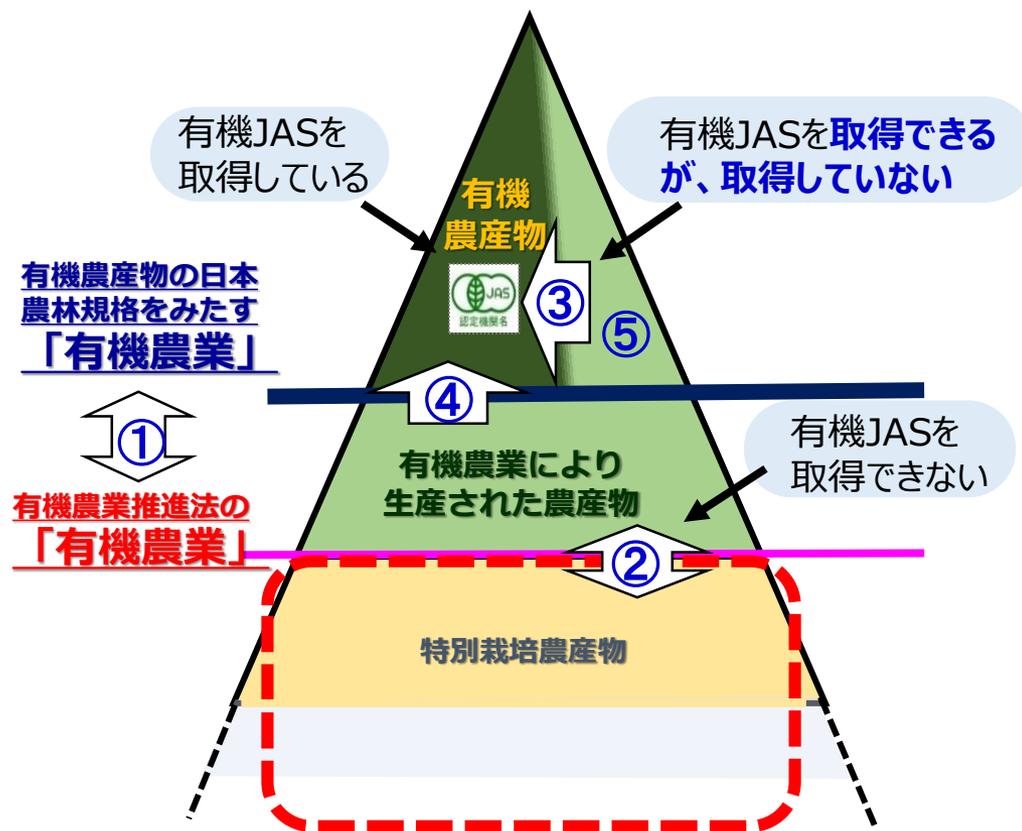
果樹・有機部会中間取りまとめ〈有機農業の制度〉

有機農業推進法において「**有機農業**」と定義される取組水準と、**有機JAS認証**が取得可能な国際水準の「**有機農業**」の取組水準が異なっているほか、有機JAS認証を取得できるが取得していない方も存在するなど、生産者にも消費者にも、**制度がわかりにくい**のではないかと。

消費者にとってわかり易い制度設計として、**以下の点等について整理が必要ではないか。**

部会での議論を踏まえた課題

- ① 「**有機農業**」について、**国際水準も踏まえ定義を整理すべき**ではないか。
- ② 減農薬・減肥の栽培は有機農業とは異なるので、**その差を明確にし諸制度との関係を整理**するとともに、**当該栽培のあり方は別途検討**すべきではないか。
- ③ **有機認証の取得に掛かる手間を軽減**し、より多くの者が**有機認証を取得しやすく**すべきではないか。
- ④ 新たに有機農業を始める者を含め、現時点では有機認証取得が難しい生産者が、**認証を取得しやすくなるよう、しっかりした支援体制を検討**すべきではないか。
- ⑤ 有機認証を**取得しない生産者**の生産する農産物の**表示のあり方**を検討すべきではないか。



果樹・有機部会中間取りまとめ〈有機農業の施策〉

➤ 有機農業に取り組む生産者の人材育成や相互連携について

- ◆ 新規参入者に対する技術的・経営的なサポートを通じ、有機農業への参入のハードルを下げる仕組みを検討すべきではないか。
- ◆ 自治体やJAなどとも連携し、有機農業に地域で取り組むことを支える仕組みを検討すべきではないか。

➤ 有機農業関係の技術開発について

- ◆ 雑草対策等をはじめ、有機農業の栽培技術の開発や育種、地域での技術導入・実証を推進すべきではないか。

➤ 有機農業に適した農地の確保・集団化について

- ◆ 飛散防止措置や生産技術の共有などの面から、有機農業が行われる農地の団地化を推進していく仕組みを検討すべきではないか。

➤ 生産者と事業者の連携による販路開拓や流通の合理化について

- ◆ 安定的でニーズに応じた生産や供給を推進するため、有機農業に取り組む生産者と加工事業者や流通事業者等との連携を促していくべきではないか。

➤ 消費者への情報伝達や理解確保等の取組について

- ◆ 有機農業をわかり易く位置づけ、エシカルな面を含むその価値を消費者にわかり易く伝える取組を推進すべきではないか。
- ◆ 有機農産物の需要を喚起していくことも検討すべきではないか。

3. 有機農業推進の枠組みは、有機農業推進に関する基本的な方針の策定の前提となることから、本部会としては農林水産省に対し、広く現場の関係者からのヒアリング等を通じ、まずはこの枠組みについて整理することを求め、部会の審議は、この整理が行われるまでの間一旦休止することとしたい。
4. なお本部会は有機農業の取組拡大は重要だと認識しており、枠組みの整理が行われるまでの間も、引き続き現行の「有機農業の推進に関する基本的な方針」に基づき、有機農業の推進体制の整備等を通じた取組面積の拡大を進めるべきと考える。 その際には、全国各地の状況に応じ、本部会の審議で出された意見のうち、速やかに取り組める事項については、国、自治体、生産者、実需者等において、随時取組を進めることを希望する。